

基幹相談支援センター関係規程集

目次

1. 障害者総合支援法 第77条の2	2
2. 障害者総合支援法 第77条	2
3. 障害者総合支援法 第89条	3
4. 障害者総合支援法施行規則 第65条の14の3・4（厚生労働省令）	3
5. 障害者総合支援法施行規則 第65条の10（厚生労働省令）	4
6. 身体障害者福祉法 第9条第5項第2号及び第3号	4
7. 知的障害者福祉法 第9条第5項第2号及び第3号	4
8. 精神保健福祉法 第49条第1項	4
9. 児童福祉法 児童福祉法第6条の2の2第6項	4
10. 地域生活支援事業実施要綱（抜粋）	5
11. 地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について （令和6年3月29日厚労省通知から抜粋）	12
12. 地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業実施要綱	13

1 障害者総合支援法 第77条の2 (基幹相談支援センター)

第77条の2 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行うことを目的とする施設とする。

- 一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる事業
 - 二 身体障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号、知的障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十九条第一項に規定する業務
 - 三 地域における相談支援又は児童福祉法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援に従事する者に対し、これらの者が行う一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業又は同項に規定する障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務
 - 四 第八十九条の三第一項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務
- 2 市町村は、基幹相談支援センターを設置することができる。
 - 3 市町村は、一般相談支援事業を行う者その他の厚生労働省令で定める者に対し、第一項の事業及び業務の実施を委託することができる。
 - 4 前項の委託を受けた者は、第一項の事業及び業務を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、基幹相談支援センターを設置することができる。
 - 5 基幹相談支援センターを設置する者は、第一項の事業及び業務の効果的な実施のために、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、身体障害者福祉法第十二条の三第一項又は第二項の規定により委託を受けた身体障害者相談員、知的障害者福祉法第十五条の二第一項又は第二項の規定により委託を受けた知的障害者相談員、意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業の関係者その他の関係者との連携に努めなければならない。
 - 6 第三項の規定により委託を受けて第一項の事業及び業務を実施するため基幹相談支援センターを設置する者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 障害者総合支援法 第77条（前条第一項第三号及び第四号） （市町村の地域生活支援事業）

第77条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 三 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する

虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業（次号に掲げるものを除く。）

- 四 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち厚生労働省令で定める費用を支給する事業

3 障害者総合支援法 第89条の3の1（協議会）

第89条の3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

4 障害者総合支援法施行規則 第65条の14の3・4

（法第七十七条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める者）

第65条の14の3 法第七十七条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者とする。

（基幹相談支援センターの設置の届出）

第65条の14の4 法第七十七条の二第四項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 基幹相談支援センター（法第七十七条の二第一項の基幹相談支援センターをいう。以下同じ。）の名称及び所在地
 - 二 法第七十七条の二第三項の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）であつて、同条第四項の届出を行うものの名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
 - 三 基幹相談支援センターの設置の予定年月日
 - 四 受託者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書
 - 五 基幹相談支援センターの平面図
 - 六 職員の職種及び員数
 - 七 職員の氏名、生年月日、住所及び経歴
 - 八 営業日及び営業時間
 - 九 担当する区域
 - 十 その他必要と認める事項
- 2 受託者は、収支予算書及び事業計画書並びに適切、公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について記載した文書を市町村長に提出しなければならない。

5 障害者総合支援法施行規則 第65条の10

(法第七十七条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第65条の10 法第七十七条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は介護者に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする。

6 身体障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号（援護の実施者）

第9条

- 5 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。
- 二 身体障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 身体障害者の相談に応じ、その生活の実情、環境等を調査し、更生援護の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対して、直接に、又は間接に、社会的更生の方途を指導すること並びにこれに付随する業務を行うこと。

7 知的障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号（更生援護の実施者）

第9条

- 5 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。
- 二 知的障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 知的障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

8 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第49条第1項 （事業の利用の調整等）

第49条 市町村は、精神障害者から求めがあつたときは、当該精神障害者の希望、精神障害の状態、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な指導及び訓練その他の援助の内容等を勘案し、当該精神障害者が最も適切な障害福祉サービス事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。この場合において、市町村は、当該事務を一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者に委託することができる。

9 児童福祉法第六条の二の二第六項

⑥ この法律で、障害児相談支援とは、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをいい、障害児相談支援事業とは、障害児相談支援を行う事業をいう。

10 地域生活支援事業実施要綱（抜粋）

（別記 1－3）

相談支援事業実施要領

1 目的

障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

（注） 交付税を財源として実施される「障害者相談支援事業」に加えて、国庫補助の対象となる事業について、以下のとおり示したものである。なお、相談支援事業のうち、一般的な相談支援を行う「障害者相談支援事業」については、別添 1 のとおりである。

2 実施主体

市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合とする。

ただし、都道府県が地域の実情を勘案して実施主体に代わって事業の一部を実施することができるものとする。

3 事業内容

（1） 基幹相談支援センター機能強化事業

ア 目的

市町村等における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する主任相談支援専門員等の専門的職員を基幹相談支援センターに配置し、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とする。

（注） 「基幹相談支援センター」については、別添 2 のとおりである。

イ 事業内容

（ア） 基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員（注）を基幹相談支援センターに配置。ただし、（イ）及び（ウ）の事業を合わせて実施することを要件とする。

（注） 主任相談支援専門員又は相談支援専門員である社会福祉士、保健師もしくは精神保健福祉士等であって、障害福祉に関する相談支援機能を強化するために必要と認められる者に限る。

なお、障害者等に対する個別の相談支援業務については、基本的には交付税を財源として実施する障害者相談支援事業の一環として実施するものであることに留意されたい。

（イ） 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組

・ 地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援

(日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営(※)、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営(相談支援従事者研修の実習の受入を含む。)等)

(※) サービス等利用計画やモニタリング結果の共同による検討・検証やセルフプランにより支給決定されている利用者の支援の検討・検証、支援者が困難を感じているケース等に関するスーパーバイズを含む。なお、個人情報の取扱い等の観点から、相談支援部会を設置し、検討の場とする等、協議会に位置づけて実施することが望ましい。

・学校や企業、地域包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、こども家庭センター等との間での各種情報の収集・提供や連携のための取組の実施、障害者等の支援に係る専門的助言等(※)

(※) 重層的支援体制整備事業を実施している自治体においては、その包括的支援体制において基幹相談支援センターが障害福祉分野の専門性を担保できるよう適切な実施体制を確保すること。

(ウ) 基幹相談支援センターによる自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

・法第89条の3第1項に規定する協議会(以下単に「協議会」という。)の事務局を担った上で、関係機関との緊密化の取組(協議会の事務局運営経費は交付税措置の対象としており、補助対象外のため留意すること。)

・地域の相談機関との連携強化の取組(相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等との連携会議の開催等)

・他地域の支援機関等、障害福祉分野以外の支援機関等と連携・協働の促進の取組

ウ 留意事項

(ア) 基幹相談支援センター及び協議会の連携・協働による効果的な運営を図る観点から、原則として、協議会を設置する市町村等又は圏域等を単位として実施すること。

(イ) 市町村等が設置する協議会において、管内の相談支援体制の整備状況やニーズ等を勘案し、本事業による事業内容について協議し、事業実施計画を作成すること。

(ウ) 都道府県が設置する協議会に、事業実施計画に係る助言を求めるほか、障害福祉計画の実施状況も踏まえつつ、事業の見直しに向けた評価・助言を求めるなど、事業の適切な実施に努めること。

(エ) 基幹相談支援センターは総合的かつ専門的な相談支援を実施するものであることから、本事業は特定の分野に特化した相談機能を強化することを目的とするものではなく、様々な状態像の障害者等について適切に支援できる相談支援体制の構築を図る必要があることに留意すること。なお、基幹相談支援センター

の機能を複数の機関に分化した上で、緊密な連携の下、当該体制の構築を図ることも可能である。

(2) 略

【別添2】

基幹相談支援センター

1 目的

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行うことを目的とする施設である。

(1) 障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第9条第5項第2号及び第3号、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第5項第2号及び第3号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第49条第1項に基づく相談等の業務

(3) 地域における相談支援に従事する者に対し、相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務

(4) 協議会に係る関係機関等の連携の緊密化を促進する業務

2 設置主体

(1) 市町村

(2) 市町村から基幹相談支援センターが行う事業及び業務の実施の委託を受けた一般相談支援事業を行う者又は特定相談支援事業を行う者

※ (2)の市町村以外の者が設置する場合には、市町村に対して届出が必要となることに留意。

3 設置方法

基幹相談支援センターは、単独市町村又は複数市町村による設置、市町村直営又は委託による設置等、地域の実情（人口規模、地域における相談支援の体制、人材確保の状況等）に応じて最も効果的な方法により設置することができる。

4 業務内容

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、上記1の(1)から(4)に掲げる事業及び業務を行うものであるが、具体的には、地域の実情に応じて以下の業務等を行うものとする。

(1) 総合的・専門的な相談支援の実施

・ 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施

(2) 地域の相談支援体制の強化の取組

- ・ 地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営（※）、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等）

(※) サービス等利用計画やモニタリング結果の共同による検討・検証やセルフプランにより支給決定されている利用者の支援の検討・検証、支援者が困難を感じているケース等に関するスーパーバイズを含む。なお、個人情報の取扱い等の観点から、相談支援部会を設置し、検討の場とする等、協議会に位置づけて実施することが望ましい。

- ・ 学校や企業、地域包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、こども家庭センター等との間での各種情報の収集・提供や連携のための取組の実施、障害者等の支援に係る専門的助言等（※）

(※) 重層的支援体制整備事業を実施している自治体においては、その包括的支援体制において基幹相談支援センターが障害福祉分野の専門性を担保できるよう適切な実施体制を確保すること。

(3) 自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

- ・ 協議会の事務局を担った上で、関係機関との緊密化の取組（協議会の事務局運営経費は交付税措置の対象としており、補助対象外のため留意すること。）
- ・ 地域の相談機関との連携強化の取組（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等との連携会議の開催等）
- ・ 他地域の支援機関等、障害福祉分野以外の支援機関等と連携・協働の促進の取組

5 人員体制

基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員（主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）を配置する。

社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等についても、相談支援従事者養成研修を修了した者であることが望ましい。

6 秘密保持

基幹相談支援センターを設置する者若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 その他

- (1) 市町村は、基幹相談支援センターの設置又は運営の責任主体として、基幹相談支援センターの運営について適切に関与しなければならない。

- (2) 市町村は、基幹相談支援センターを設置又は委託するに当たっては、協議会等において、設置方法や実施する事業内容の事業の実績の検証等を行うこと。
- (3) 基幹相談支援センターは、総合的な相談等の業務を行う上で支障がないよう、各業務を行う場所は一体であることが望ましい。
- (4) 権利擁護・虐待防止の取組は、別添 1 の「障害者相談支援事業」3 (5) 及び 5 を踏まえて実施するとともに、協議会等を通じて権利擁護・虐待防止に関する普及啓発等の取組を実施するよう努めること。

また、基幹相談支援センターは、障害者虐待防止法第 32 条に定める市町村障害者虐待防止センターの業務の一部を受託できることとなっており、当該機能を追加して虐待防止の取組を実施することも考えられる。

- (5) 基幹相談支援センターの機能にさらに付加するものとして、法第 77 条第 3 項第 1 号に規定する地域生活支援拠点等の構成機関として、緊急時に際してのコーディネーターや地域移行・地域定着の促進の取組を担うことも考えられる。その際には、基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等が効果的な連携体制を確保するとともに、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等がそれぞれ担う役割を踏まえ、基幹相談支援センターの人員に加えて地域生活支援拠点等のコーディネーターを配置する等により、必要な人員体制の確保を図ること。

障害者相談支援事業

1 概要

市町村は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市町村は相談支援事業を実施するに当たっては、協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進する。

2 実施主体

市町村（必要に応じ複数市町村による共同実施、運営については常勤の相談支援専門員が配置されている指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者への委託可）

（注 1） 指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者に委託する場合においては、事業運営の中立性・公平性を確保する観点から、市町村が設置する自立支援協議会において、委託事業者の事業計画等について、事業評価を行う等の措置を講じることが適当である。

3 事業の具体的内容

- （1） 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- （2） 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- （3） 社会生活力を高めるための支援
- （4） ピアカウンセリング
- （5） 権利の擁護のために必要な援助
- （6） 専門機関の紹介 等

（注 2） 市町村は、障害者相談支援事業を委託した指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者に対し、障害支援区分に係る認定調査の委託が可能。

4 相談支援体制の例

相談支援体制については、市町村が設置する協議会を中核としつつ、地域の実情に応じ、適切な形で整備を進めることが適当である。

また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを市町村に

において設置することが望ましい。

なお、このほか想定される例としては、下記のとおり。

- (1) 障害種別に応じて複数の拠点を設置し、相互に連携する。
- (2) 介護保険法に基づく地域包括支援センターと一体的に総合的な相談窓口を設置する。

5 権利の擁護のために必要な援助の例

障害者等に対する介護者等からの虐待を発見した場合は、迅速に保護のための措置を行うよう努めること。また、成年後見制度の利用が必要と認められる場合は、関係機関と連携の上、成年後見制度を利用することができるよう必要な支援を行うこと。

なお、2親等以内の親族の存在が明らかであっても、当該親族による支援が見込まれない場合は、市町村長が、知的障害者福祉法第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2に基づき、民法第7条（後見開始の審判）、第11条（保佐開始の審判）、第15条第1項（補助開始の審判）等に規定する審判の請求を行うことができるので、成年後見制度を利用できないことがないよう、その活用に努めること。

また、精神科病院を訪問し、入院患者の退院に向けた意思決定支援や退院請求などの権利行使の援助を行うよう努めること。

11 地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について (令和6年3月29日厚労省通知から抜粋)

1 概要

地域生活支援拠点等（法第77条第4項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。については、地域において生活する障害者等（障害者及び障害児をいう。）及び地域における生活に移行することを希望する障害者等（以下「地域生活障害者等」という。）につき、地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターその他の関係機関幹相談支援センターその他の関係機関（以下「拠点関係機関」という。）（以下「拠点関係機関」という。）が、相互の有機的な連携の下で地域生活障害者等に対する支援に対する支援の実施を目的と実施を目的とする体制をいう。

2 (略)

3 地域生活支援拠点等が担うべき機能

地域生活支援拠点等については、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行、親元からの一人暮らし等への移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等（以下単に「緊急事態」という。）や地域生活障害者等が希望する地域移行に向けた支援についての機能を担うものである。

具体的には、法第77条第3項各号に掲げる事業を適切に実施するため、以下の（１）から（４）までの機能について、地域の実情において、複数の拠点関係機関が分担して担うこととなる（共同生活援助事業所や障害者支援施設等に付加する「多機能拠点」を整備することも可能）。

（１）相談

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

（２）緊急時の受け入れ・対応

短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

（３）体験の機会・場

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提

供及びその体制整備も含む。)

(4) 専門的人材の確保・養成等

医療的ケアが必要な者や行強度動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した 障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

4～7 (略)

12 地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業実施要綱 (抜粋)

1～3 ア・イ・ウ (ア) (イ) (略)

(ウ) 拠点コーディネーターの 業務

地域生活支援拠点等としての機能を果たすため、整備の主体である市町村とともに、地域の支援ニーズの把握や社会資源の活用、効果的な支援体制を構築するため、地域の実情に応じて、拠点関係機関との連携の上で、以下の業務を行うものとする。

- ① 基幹相談支援センターや相談支援事業所等、地域の 相談支援体制を構築し、緊急時の支援が見込めない世帯の事前に把握、登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等 (以下 単に「緊急事態」という。に必要なサービスのコーディネートや相談等の支援
- ② 短期入所事業所や通所事業所等の地域の指定障害福祉サービス事業所等との連携体制を構築し、常時の緊急受入体制等を確保した上で、緊急事態における受入れの調整や医療機関への連絡等 の対応
- ③ 一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者、障害者支援施設や精神科病院等との連携体制を構築し、障害者支援施設 における地域移行等意向確認担当者 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 172 号) 第 23 条第 2 項に規定する地域移行等意向確認担当者をいう。) 及び精神科病院における退院後生活環境相談員精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 25 年法律第 123 号) 第 33 条の 4 に規定する退院後生活環境相談員をいう。) 等との情報共有を含め、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援に係る調整
- ④ イに掲げる事業の運営その他地域生活支援拠点等の機能を果たすために必要な役割

4 (略)